

Ⅰ 母子保健連絡協議会報告

地域保健課

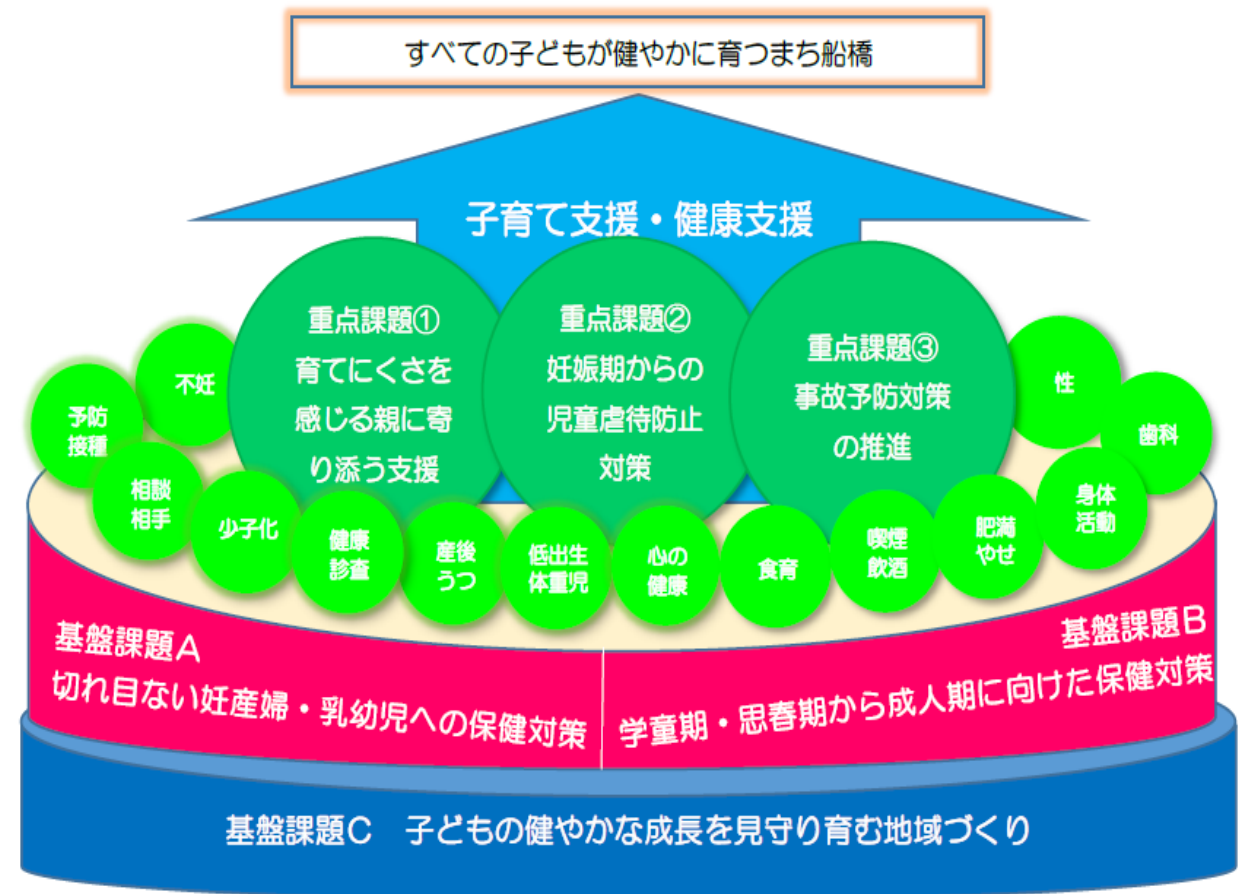
1. 船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」 の評価

計画期間

令和2年度から令和6年度

評価方法

各指標のベースライン値、現状値、目標値から評価した。



1. 船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」 の評価

目標の達成状況

改善した	変わらない	悪くなっている	評価できない
37.3%	20.9%	22.7%	19.1%

※計画策定後に目標値を設定することとなっていた指標については、評価時の目標が設定されていなかったため、「評価できない」とした。

- ・ 新規事業の実施、産後ケア事業の拡大等により支援の充実を図った。
- ・ 小中学生の肥満傾向児が増加。学童期、思春期の取り組みについては、今後も学校と連携して取り組みを行う。
- ・ 育てにくさを感じた時に対処できる保護者の割合が減少。相談できる場についての情報提供や、保護者への支援が必要。

引き続き妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進していく。

2. 船橋市成育医療等に関する計画 「すこやか親子ふなばし（第2次）」の策定状況

計画策定の趣旨

船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」の計画期間が終了することに伴い、成育医療等基本方針を踏まえて策定。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を目指す。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間。

計画の基本理念

すべてのこどもが健やかに育つまち船橋

2. 船橋市成育医療等に関する計画 「すこやか親子ふなばし（第2次）」の策定状況

5つの基本目標

基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策	妊産婦やその家族が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。
基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策	こどもの健やかな成長を育むため、医療・保健・福祉等と連携を図り、切れ目ない健診体制を整備します。
基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策	学童期及び思春期のこどもが自分を大切にし、将来に向けた健康管理を行えるよう支援する体制づくりを目指します。
基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策	ライフステージに応じた健康支援を行う体制づくりを目指します。
基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援	地域全体でこどもの健やかな成長を見守り育むための取り組みを推進します。

2. 船橋市成育医療等に関する計画 「すこやか親子ふなばし（第2次）」の策定状況

計画の推進体制

船橋市母子保健連絡協議会において、達成状況等の進捗管理を行う。

計画の評価

毎年1回進捗状況を船橋市母子保健連絡協議会で確認し、令和11年度に最終評価を行う。

Ⅱ フッ化物洗口事業について

—令和６年度実施状況—

地域保健課

今年度、実施できたこと

- ◆令和6年5月より、前年度全学年実施した学校を中心に開始した。
- ◆12月1日現在54校で実施、そのうち全学年で取り組んでいるのは51校。
- ◆健康まつり（11月運動公園）にて来場者に洗口体験を実施。事業を知る市民が増え、小学生の保護者が積極的に体験に参加していた。
- ◆「歯・口腔の健康推進協議会」（11月7日開催：保健福祉センター）において歯科医師会・薬剤師会及び関係団体の委員と事業の円滑的な実施について協議。

	小学校	
	学校数	実施
学校数	55	54
クラス数	1,042	985

※1月に1校の追加開始予定（38クラス）

今年度、実施できなかったこと

- ◆55校中3校は実施する学年を限定している。
- ◆実施の遅れている1校について、連絡や訪問を繰り返し行った結果、1月以降で開始したいとの回答があった。

今後の取り組み

◆令和7年度は全学年での実施を計画

- 2月の小学校長研修会にて、実績報告及び事業説明。
- 年度内に各小学校と次年度の開始時期等の調整を実施。

Ⅲ 食育推進事業について

地域保健課

今年度、実施したこと

①食育月間（6月）に「食育展」を開催

【期間】 令和6年 6/10～6/16（イオンモール船橋）

※6/15（土）、6/16（日）はイベントを実施

- ・ベジチェック（野菜の推定摂取量の測定）
- ・「ふなばしMOREベジ協力店」による船橋産食材の即売会
- ・潮干狩りごっこ（疑似体験展示）
- ・フードドライブ

6/18～6/24（保健福祉センター）

※6/18（火）、6/19（水）はイベントを実施

- ・適塩みそ汁の試飲体験

【協力団体】 10課7団体

- ・保健総務課・衛生指導課・健康政策課・健康づくり課・資源循環課
- ・地域子育て支援課・農水産課・保育運営課・保健体育課・地域保健課
- ・聖徳大学・千葉県立薬園台高校・ふなばし三番瀬環境学習館・船橋市栄養士会
- ・船橋市食生活サポーター協議会・船橋市保健所管内集団給食協議会・船橋市観光協会

今年度、実施したこと

②食環境整備事業「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業

【目的】 野菜摂取につながる取り組みを行う飲食店や野菜販売店等を登録し
市民が野菜を摂取しやすい環境の整備の推進を図ることにより、
市民の健康づくりを支援する。

【事業周知】 ホームページ・広報・ふなばしCITYNEWS・乳幼児健診・地区教育・
出前講座・イベント（食育展、ふなばし健康まつり等）等
ポケットティッシュ、店頭周知ポップを作成

【登録店舗数】 110店舗（令和6年10月末時点）

（内訳）飲食店：45店舗、惣菜・弁当店：8店舗、給食施設：5店舗
コンビニ・スーパー：24店舗、八百屋・野菜販売所：28店舗

③食育講座「離乳食（3回食）と歯みがきの教室」

【会場・回数】 中央保健センター毎月1回・東部保健センター毎月1回
西部保健センター隔月1回

今後の取り組み

①健康づくり公開講座

【日時】 令和6年12月8日（日）10時00分～12時00分

【対象】 市内在住・在勤・在学者

【会場】 船橋市保健福祉センター3階 健康診査室

【講師】 つくば国際大学

医療保健学部保健栄養学科 教授 池本 真二 氏

【主催】 船橋市

【共催】 船橋市栄養士会、船橋市保健所管内集団給食協議会、
船橋市調理師会

今後の取り組み

②シェフズクッキング（動画撮影、配信予定）

【目的】若い世代が地域の食材や市内で活躍するシェフを通して調理や食べることを楽しみ、自身の食生活について考える機会とする。

【講師】ふなばしMOREベジ協力店 店主

【動画撮影予定】令和6年12月

【配信開始予定】令和7年2月 Youtube

４ 公園を活用した 健康づくり事業

地域保健課

今年度、実施できたこと①

	令和5年度	令和6年度 (10月までの実績)
実施公園数	43	44
実施回数	7,203	4,318
参加者数(延)	175,909	107,886
協力員数(延)	30,667	17,493

今年度、実施できたこと②

- ①船橋市公園を活用した健康づくり事業検討
会議を実施
- ②健康まつりで公園を活用した健康づくり事
業の啓発
- ③令和6年度は48公園を目標としており、
関係団体へ事業説明を実施した。

今後の取組み

- ①公園を活用した健康づくり事業協力員報告会
(令和7年3月11日に実施予定)

Ⅴ 妊婦一般健康診査の追加助成 について

地域保健課

1. 船橋市の妊婦一般健康診査事業

○母子保健法第13条

「（略）市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」

年度	内容
平成9年度	事業の実施主体が都道府県から市町村に移管
平成20年度	公費による助成を2回から5回に拡大
平成21年度	公費による助成を5回から14回に拡大
令和2年度	翌々月に出産予定でかつ、妊婦健康診査が5回未満の方に対して、状況把握を開始
令和3年度	多胎妊婦向けに、追加助成（5回分）を開始
令和4年度	市内の分娩を取り扱う医療機関にアンケート実施
令和6年度	県内で初めて、妊婦健康診査が14回を超えた場合の費用について2回分まで助成を開始

2. 国の動き

○厚生労働省

- 平成27年3月31日 雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知
「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準について」
 - ・妊婦一人につき出産までに14回程度行うものとする。
- 令和5年3月27日 子ども家庭局母子保健課通知
「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」
 - ・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施。
 - ・市区町村における妊婦健診への平均的な受診回数は12回程度であるが、予定日（40週）以降の14回以上の妊婦健診については9割以上の市区町村が公費負担の対象外としていること等が明らかになった。
 - ・妊娠が予定日（40週）を超過したため14回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても、特段の配慮をお願いする。

3. 本市の今までの動き

【妊婦健診の実情】

市内産科の先生より妊婦健診を14回超えて出産を迎える妊婦が3割位いる実態があるのご意見をいただく。市でも、問診票の集計から妊娠周期が40週を超えて出産を迎える方が3割程度であったことが判明する。

【本市の取組】

令和5年度

- 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（厚生労働省告示）」の妊婦健康診査の回数引き上げの国への働きかけについて、千葉県市長会を通じて県へ要望書を提出。
- 上記要望書の提出と併せて、国策だけでなく市としても妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う必要があるため、次年度以降、船橋市の単独事業として妊娠40週以降の14回を超えた分の妊婦一般健康診査の費用の補助について予算要求を実施。

令和6年度

- 県内初の事業として、妊婦一般健康診査受診票14回分を超えて妊婦健康診査を受ける場合の費用を2回までの助成を開始。

4. 本市の妊婦健診追加助成の概要

○目的 妊婦の健康管理の支援と経済的負担の軽減を図る

○対象 受診日において船橋市に住所を有する方であつ、14回目の妊婦一般健康診査受診票を使い切った妊婦のうち、①もしくは②に該当する人

①妊娠40週以降の妊婦健康診査の受診が必要とされる人

②妊娠40週以内で医師が14回を超える妊婦健康診査が必要と判断された人

○助成額 1回につき上限4,500円

○助成回数 最大2回まで

○配付方法

- ・令和6年4月1日以降に妊娠届出をされる方

母子健康手帳の交付時に、母子健康手帳別冊に追加助成分の2枚を挟み込み配付

- ・すでに妊娠届出をされた方

妊娠7か月頃に送付する妊娠後期アンケートに追加助成分の2枚を同封

5. 妊婦健診追加助成使用実績 (市内医療機関) R6.4月～9月

単位：件

週数	35	36	37	38	39	40	41	42	市内計	40週 以降
累計	1	4	13	44	140	140	8	0	350	148
15回目	1	3	8	40	103	80	5	0	240	85
16回目	0	1	5	4	37	60	3	0	110	63

○使用するタイミングは39週で15回目を使用されることが一番多い。
○40週以降に使用する妊婦は全体の約4割で、約6割の妊婦が40週以内に医師が14回を超える健診が必要と判断され、使用している。